

長岡造形大学研究紀要刊行規定

1. 長岡造形大学（以下「本学」という）は、若手研究者をはじめとする教職員、大学院生等に広くその成果発表の場を提供するため、「長岡造形大学研究紀要」（以下「紀要」という）を刊行する。
2. 紀要の刊行は「研究推進委員会」（以下「委員会」という）により行う。
3. 紀要は毎年度 1 回刊行する。
4. 発表する原稿は他に未発表のもの、または委員会の了承を得たものに限る。
5. 紀要は次の原稿種別によって構成する。
 - (1) 論文（独創的な結果、考察あるいは結論等を含むもので、学術的・社会的発展に寄与するもの）
 - (2) 作品（作品の写真等と、その作品に関する紹介と解説に加え、制作意図・コンセプト等の説明を含めたもの）
 - (3) 修士論文及び特定の課題についての研究の成果
 - (4) 博士論文
 - (5) 特別研究報告
 - (6) その他（研究ノート、試論、書評、評論、調査報告、資料紹介など）
6. 研究紀要に投稿できる者（以下「投稿者」という）は、次の者とする。
 - (1) 本学の教職員（非常勤講師、客員教員、名誉教授を含む）
 - (2) 本学の大学院生、学部生、大学院修了生、学部卒業生
 - (3) その他委員会で認めた者なお、以上の者でグループの場合、代表者を決定すること。
7. 紀要のサイズは A4 版縦型とし、ページ数等の構成、原稿締切、刊行時期は委員会にて決定する。
8. 原稿の採否は委員会が決定する。原稿は原則として返却しない。
9. 委員会は、原稿の内容、表現等についての問題点を指摘し、投稿者に再検討をうながす場合がある。
10. 投稿者による校正はあくまでも誤植訂正にとどめる。原文の増減変更は認められない。
11. 原稿の抜き刷りを希望する場合には投稿時にその必要部数を委員会へ申し出ること。抜き刷り作成の費用は投稿者の負担とする。
12. 刊行部数、配付先については委員会が決定する。
13. 原稿の著作権は原則として投稿者に帰属する。ただし、投稿者は当該原稿について、委員会が刊行または編集する書籍・雑誌・電子出版物に転載し、インターネットその他の方法による公衆送信を含めた当該原稿の反復利用に同意するものとする。
14. 国立情報学研究所および新潟県地域共同リポジトリへの電子媒体化した論文等の掲載については、あらかじめ投稿者から了承を得たものを掲載する。
15. 投稿に関する詳細は、長岡造形大学研究紀要投稿要領に定める。
16. 委員会は、その他紀要刊行に必要と思われる事項について定める。

附則 この規定は平成 26 年 6 月 19 日より適用する。

附則 この規定は平成 26 年 10 月 23 日より適用する。

附則 この規定は平成 29 年 6 月 1 日より適用する。

附則 この規定は平成 30 年 6 月 11 日より適用する。